

平成 31 年 4 月 1 日

株式会社ファティマ

お客様各位

平成 31 年のゴールデンウィークのヘルプデスク営業日について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。平成 31 年のゴールデンウィークの営業日について、下記の通りお知らせ致します。

■今回 5 月の請求期間のみ、各国保連への提出期限が延長されます。

提出期限：5 月 13 日（月）

【参考】4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に伴う 介護報酬等の請求等の取扱いについて

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2019/0402113816125/ksvol714.pdf>

【ゴールデンウィークの営業日】 ◎が営業日です

月	火	水	木	金	土	日
4/29 (昭和の日)	4/30 (国民の休日)	5/1 (新天皇即位日)	5/2 (国民の休日)	5/3 (憲法記念日)	5/4 (みどりの日)	5/5 (こどもの日)
◎	休	休	休	◎	休	休
5/6 (振替休日)	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12
◎	◎	◎	◎	◎	休	休
5/13						
◎						

以上